

平成 2 9 年
第 2 回定例会（1 2 月議会）
建設委員会
提 出 資 料

【予算・議案関係資料】

出 納 局

目 次

資料 1	秋田県証紙条例の一部を改正する 条例案について	1
		(会計課)
資料 2	議会棟議場の天井脱落防止工事について . . .	4
		(財産活用課)

秋田県証紙条例の一部を改正する条例案について

平成29年12月4日
会 計 課

1 改正理由

電子情報処理組織を使用する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等に規定する申請等の開始に伴い、電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る手数料並びに自動車取得税及び自動車税について証紙による収入の方法によらないこととする必要がある。

2 改正内容

電子情報処理組織を使用して行う申請（インターネット等を活用した電子申請）に係る手数料及び県税については、電子決済システムによる納付が可能となることから、証紙によらない収納方法とするものである。（第2条関係）

手数料

自動車保管場所証明申請手数料（2, 150円）

自動車保管場所標章交付手数料（ 500円）

県税

自動車取得税

自動車税

3 施行期日

平成30年1月4日

秋田県証紙条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(証紙による収入の方法により徴収する歳入) 第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車取得税(地方税法第百二十四条第一項の規定によって納付する自動車取得税(同法第百三十一条の規定による当該自動車取得税に係る延滞金を含む。))に限る。)、自動車税(同法第百五十一条第三項に定める自動車税をいう。))及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係るものについては、この限りでない。	(証紙による収入の方法により徴収する歳入) 第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車取得税(地方税法第百二十四条第一項の規定によって納付する自動車取得税(同法第百三十一条の規定による当該自動車取得税に係る延滞金を含む。))に限る。)、自動車税(同法第百五十一条第三項に定める自動車税をいう。))及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。

自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)とは？



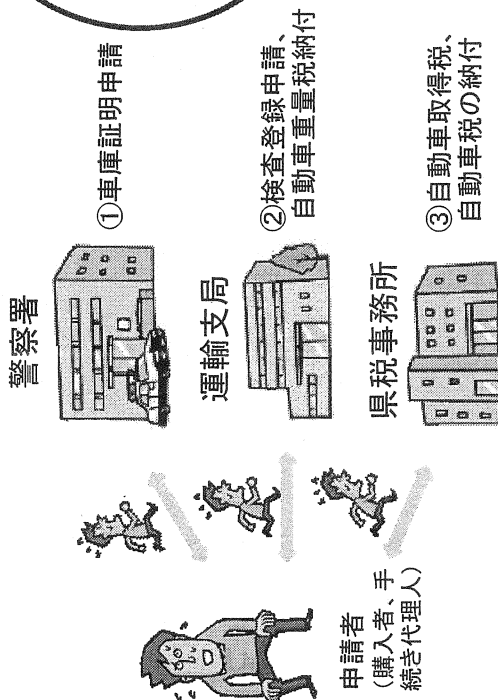
国土交通省

別添

○自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税の納税(県税))を、OSSによりオンライン一括で行うことが可能。

窓口手続き

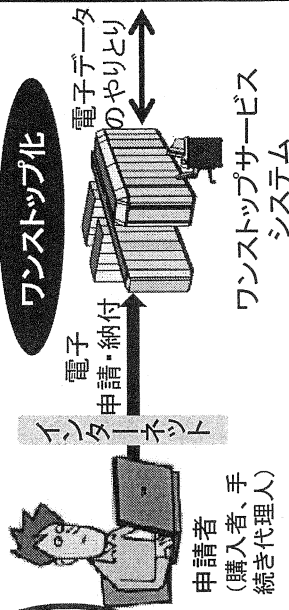
○申請・納付手続きのため、各機関を訪れる必要



ワンストップサービスを利用した手続き

ポイント①

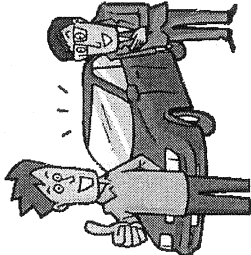
全ての申請・納付手続きがオンライン
で一括して行うことが可能



ポイント②

いつでも、どこからでも、
24時間365日手続可能

自動車を購入



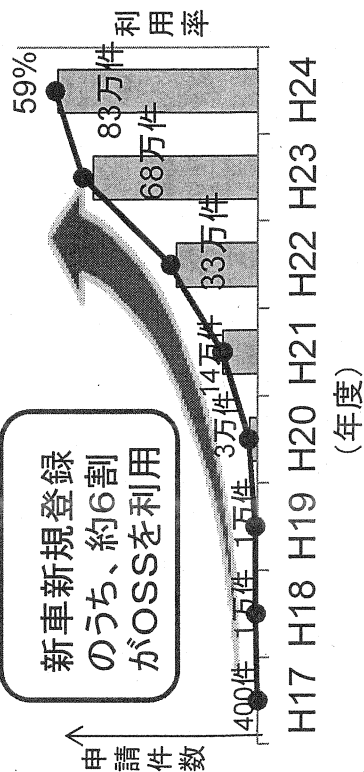
対象手続き

新車新規登録
(型式指定車)

※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要

OSSの利用状況

新車新規登録
のうち、約6割
がOSSを利用



今後の方針

(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月閣議決定)より)

(現在)

- 対象手続き : 新車新規登録 (平成29年度まで) 対象手続きを拡大
- 稼働地域 : 11都府県 (岩手県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、奈良県、大阪府、兵庫県) 全国に拡大

議会棟議場の天井脱落防止工事について

平成29年12月4日
財産活用課

1 概要

東日本大震災での天井落下事故を受け、平成26年4月に建築基準法施行令が改正され、「特定天井」に係る天井脱落対策の技術的基準が定められたことから、「特定天井」に該当する議会棟議場の天井について、安全性確保のための脱落防止工事を実施する。
また、工事期間が翌年度に渡るため、債務負担行為を設定する。

※「特定天井」とは、つり天井であって、次の全てに該当するもの（建築基準法施行令第39条第3項関係）

- (1) 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
- (2) 高さが6mを超え、面積が200㎡を超えるもの
- (3) 天井面構成部材等の単位面積質量が2kg/㎡を超えるもの

2 事業内容

(1) 事業費

○県庁舎維持管理事業	59,593千円
工事費	59,389千円
設計監理業務委託	204千円
※ 防災対策事業債 充当率90% 交付税算入率50%	
○実施年度	
平成29年度	0千円
平成30年度	59,593千円（債務負担行為）

(2) 工事内容

天井脱落防止工事として、既存の天井仕上げ材、天井下地構成部材及び照明器具を全面撤去し、技術的基準を満たす新たな天井を設置する。

- ・天井の仕上げ材として秋田杉を使用
- ・照明器具をLED照明に更新

(3) 工事期間

平成30年2月から6月までを予定
（議場の施工は2月議会閉会後から6月議会開会前まで）

3 その他の特定天井（財産活用課所管）

- ・正庁の特定天井は、平成26年度に改修済み
- ・第二庁舎1階玄関ホールの特設天井は、平成30年度に調査予定